

合同会社桜パートナーズ定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、合同会社桜パートナーズと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 インターネットのホームページの企画、設計、開発、販売、運用及び保守に関する業務
- 2 広告代理店業
- 3 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(社員の氏名、住所、出資及び責任)

第5条 社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

金50万円 神奈川県横浜市港北区岸根町234番地 有限責任社員 上田秀雄

(業務執行社員)

第6条 社員上田秀雄は、業務執行社員とし、当社の業務を執行するものとする。

(代表社員)

第7条 代表社員は業務執行社員上田秀雄とする。

(営業年度)

第8条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項にかかわらず、最初の営業年度に限り、設立の日から平成〇〇年3月31日までとする。

以上、合同会社桜パートナーズの設立のため、社員上田秀雄の定款作成代理人である行政書士〇〇〇〇は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

有限責任社員 上田 秀雄

上記社員の定款作成代理人

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番地14号

〇〇 〇〇